

岩田合同法律事務所 ニュースレター  
2025 年 6 月



弁護士 [飯田浩司](#)

岩田合同法律事務所は、故・岩田宙造弁護士が 1902 年に「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、本邦において最も歴史のある法律事務所の一つであり、120 有余年の歴史を紡ぎ、絶えざる革新を目指しております。

この企画では、岩田宙造弁護士をはじめとする当事務所の諸先輩方が関わった裁判例の検証を通じて、私たちの訴訟弁護士としての伝統を再確認し、絶えざる研鑽へとつなげていきます。

## ■ 大判明治 40 年 2 月 1 日民録 13 輯 33 頁（明治 39 年（才）第 545 号）

第 1 回目となる今回は、記録上、岩田宙造弁護士が代理人となった大審院判例のうち最も古いものとして、大判明治 40 年 2 月 1 日民録 13 輯 33 頁（明治 39 年（才）第 545 号）をご紹介します。

明治 40 年（1907 年）は、現行民法の施行（明治 31 年（1898 年））から間もない頃です。国内の政治体制は桂園時代で比較的安定し、国際情勢は、日露戦争後、日仏協商、日露協約が締結されて対露関係が安定の方向に向かう一方で、中国の門戸開放をめぐる米国との対立が始まりつつある頃でした。なお、岩田宙造弁護士が開業したのは明治 35 年（1902 年）でした（『私の履歴書 第四集』（日本経済新聞社、昭和 32 年）42 頁）。

同判決の要旨等については、判例集の記載では以下とされています。

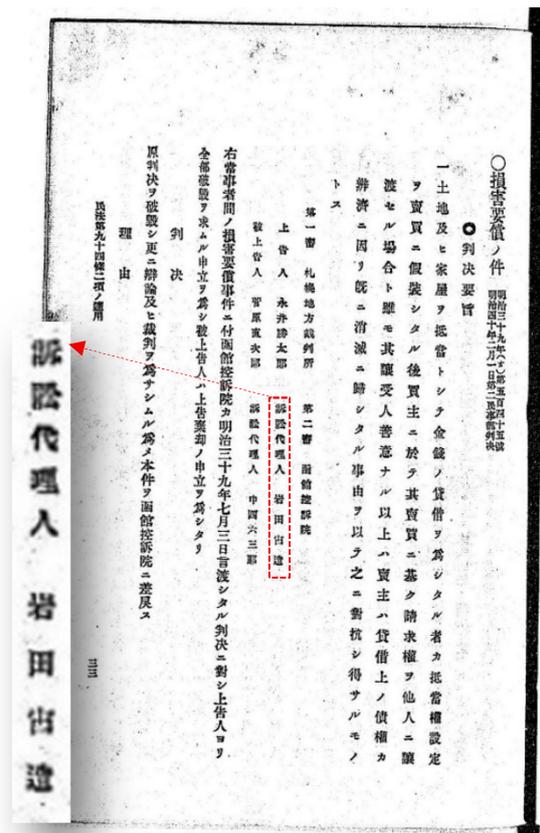
【事件名】 損害要償ノ件

判決要旨	現代語訳
土地及ヒ家屋ヲ抵当トシテ金銭ノ貸借ヲ為シタル者カ抵当権設定ヲ売買ニ仮装シタル後買主ニ於テ其売買ニ基ク請求権ヲ他人ニ譲渡セル場合ト雖モ其譲受人善意ナル以上ハ売主ハ貸借上ノ債権カ弁済ニ因リ既ニ消滅ニ帰シタル事由ヲ以テ之ニ對抗シ得サルモノトス	土地及び家屋に抵当権を設定して金銭の貸借をした者が、抵当権設定を売買に仮装し、その後、買主がその売買に基づく請求権を他人に譲渡した場合であっても、その譲受人が善意である以上は、売主は「貸借上の債権は弁済によってすでに消滅した」という事由をもって、当該譲受人に対抗することはできない。

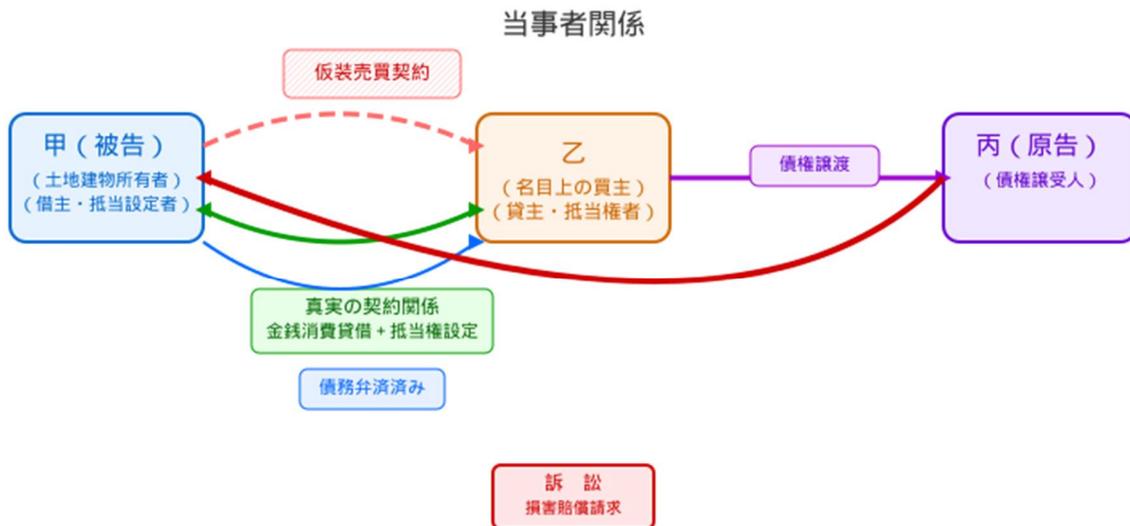
当該訴訟は、土地建物の売買契約の不履行に基づく損害賠償請求権の譲受人を原告（上告審では上告人）とし、土地建物の売主を被告（上告審では被上告人）としてなされた損害賠償請求訴訟です。

事実としては、土地建物の売買契約は仮装のものであり、真実は金銭消費貸借について土地建物に対して抵当権を設定していたと認定された事案でした。

この点、原審裁判所は、大要、真実の実体関係である金銭消費貸借上の債権が弁済によって消滅したため、（虚偽の意思表示の）第三者に対する効力（損害賠償請求権の譲渡）も否定される、と判示しました。



『大審院判決録：民事・刑事』第13輯 第1-4巻 民事判決録、刑事判決録 [明治40年1月-2月分]、中央大学、明 24-45. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/794903> (参照 2025-06-11)  
上告人の氏名に続き、「訴訟代理人 岩田宙造」と見える。



対して、大審院は、

原文	現代語訳
<p>民法第九十四条第二項ニ規定スル虚偽ノ意思表示ノ効力ナルモノハ其内部ノ真実ナル関係ト全然独立シテ存在スルモノナルコトハ固ヨリ何人モ異論ナキ所ナルヘク当事者ノ真ノ関係ニ於テ何等ノ法律行為ナク最初ヨリ虚偽ノ意思表示ノミナルトキト雖モ同条ノ適用ハ之アルヘキコト勿論ナルヲ以テ其内部ノ真ノ法律関係カ如何ニ変更セラレタリトスルモ其虚偽ノ意思表示其モノカ依然トシテ存在スル以上ハ民法第九十四条第二項ノ適用ヲ受クヘキモノナルヤ論ナシ</p>	<p>民法第94条第2項に規定されている「虚偽の意思表示の効力」というのは、その内部の真実の関係とは全く独立して存在しているものであることは誰にも異論のないところである。当事者の真実の関係において何も法律行為がなく、最初から虚偽の意思表示のみであったとしても、同条の適用があるべきことは勿論であり、内部の真の法律関係がどのように変更されたとしても、虚偽の意思表示それ自体が引き続き存在している以上は、民法第94条第2項の適用を受けることは言うまでもない。</p>

として、虚偽表示における第三者保護は、虚偽表示者間の真実の法律関係とは別個に判断すべきことを判示しました。

(実体関係と齟齬がある) 外観に対する信頼保護の要請は、今でこそ当然視され、法学部の民法(民法総則)講義のごく初期において、「94条2項類推適用」といったフレーズが使われるところですが。しかし、その基礎においては、日常生活関係から観念的に抽出された「実体上の法律関係」と、そうした実体上の法律関係の発想のみでは生じる不都合を処理するものとしての「外

観保護」という思考様式の発達を必要としたところです。本件大審院判決は、民法施行から間もない頃の先人たちの前進、営為を想起させます。

#### 【岩田宙造プロフィール】



明治 8 年(1875 年)、山口県生まれ。東京帝国大学を卒業後、政治家を志し、東京日々新聞（現在の毎日新聞）の記者になるが、養家の財政事情等のため政治家志望を断念し、弁護士の道へ進む。明治 35 年(1902 年)、岩田宙造法律事務所を開設。その後、貴族院議員、司法大臣（現在の法務大臣）、日本弁護士連合会会長、学士会理事長など、政界、司法界、学界の各要職を歴任し、昭和 41 年(1966 年)死去。

#### 【執筆者】



[飯田 浩司](#)（弁護士）  
[hiroshi.iida@iwatagodo.com](mailto:hiroshi.iida@iwatagodo.com)

東京大学法科大学院修了、2010 年弁護士登録。金融規制法務、金融取引法務、金融関係訴訟等を取り扱う。2014 年から 2016 年まで金融庁総務企画局企画課保険企画室勤務。

#### 岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階  
岩田合同法律事務所 広報： [newsmail@iwatagodo.com](mailto:newsmail@iwatagodo.com)

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。